改　　正　　後	改　　正　　前
奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領	奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領
第１条　　略	第１条　　略
（用語の定義） 第２条 (1)～(5)　　略	（用語の定義） 第２条 (1)～(5)　　略
(6) 役員等 法人にあっては役員、支配人及び支店又は営業所（常時建設工事等の契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。	(6) 役員等 法人の役員、支配人若しくは支店若しくは営業所（常時、建設工事等の請負契約等を締結する事務所をいう。）を代表する者又は個人の事業主若しくはその支配人をいう。
(7)～(12)　　略	(7)～(12)　　略
(13) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴対法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。 (14) 暴力団員 暴対法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。 (15) 不当介入 契約の履行に当たり、事実関係及び社会通念等に照らして合理的理由が認められない不当又は違法な要求若しくは契約の適正な履行を妨げる行為をいう。	
第３条～第14条	第３条～第14条
附　則　略 附　則　略 附　則　略 附　則　略 附　則　略 附　則　略 附　則　略 附　則　略 附　則　略 附　則　略 附　則 この要綱は、平成２３年７月１日から施行する。	附　則　略 附　則　略 附　則　略 附　則　略 附　則　略 附　則　略 附　則　略 附　則　略 附　則　略 附　則　略